

宮津都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成30年10月

京都府

《目次》

1	都市計画の目標	1
2	区域区分の有無及び方針	3
3	土地利用の方針	4
4	都市施設の方針	7
5	市街地開発事業の方針	11
6	自然的環境の整備又は保全に関する方針	12

付 図

1 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

本区域は、日本海若狭湾に面し、全国的な景勝地の天橋立や阿蘇海など豊かな自然に恵まれ、古くから交易、水産関連、機織、農業、あるいは季節に応じた観光業を主な産業として発展し、丹後地域の玄関口として、京阪神都市圏や周辺地域との多様な交流で発展してきた。

こうした中、京都縦貫自動車道や鳥取豊岡宮津自動車道（通称は山陰近畿自動車道。以下「山陰近畿自動車道」という。）などの広域交通網の整備や道路、公園などの生活基盤整備が進められ、利便性の向上と日常生活圏の改善が進み、立地特性を活かした都市づくりが期待される。

将来の都市づくりにおいては、自然と歴史を活かしながら、自然環境及び農業的土地利用との整合を図り、計画的・合理的な土地利用の実現と効果的な都市基盤整備により秩序ある都市の形成を進めるとともに、次の基本理念に基づき、都市づくりを図る。

- ①広域的な交流と連帯を推進する都市づくり
- ②地域特性や地域資源を活かした個性のある都市づくり
- ③子育て世代、高齢者等だれもが安心して健やかに暮らすことができる都市づくり
- ④都市基盤等既存ストックを活用した効率的な都市づくり
- ⑤中心市街地の賑わいと広域交流の拠点となる都市づくり
- ⑥広域交通網の整備を活かした産業基盤のある自立した都市づくり
- ⑦災害に強くしなやかで安全な都市づくり
- ⑧ICT等科学技術を活用し、資源、エネルギーの効率的な利用により、環境への負荷の少ないスマートな都市づくり
- ⑨住民、民間、行政等の協働による魅力ある地域社会を実現する都市づくり
- ⑩自然及び歴史的環境の保全・活用や美しい海辺景観のある都市づくり
- ⑪天橋立をはじめとする自然や歴史文化、農産物、海産物、まちなみなどのすべての地域資源を活かした魅力あふれる観光地を実現する都市づくり

(2) 区域の将来像

本区域は、宮津湾を中心として沿岸に市街地や集落地域、その周辺に広がる農業地域とそれを取り囲む山林等の自然地域で形成されている。市街地は、宮津湾、阿蘇海及び栗田湾沿岸等に形成され、四季を通じた観光・レクリエーション関連施設、交易・水産関連施設、住宅・生活関連サービス施設などが立地している。古くから豊かな自然や歴史資源を活かした観光・レクリエーションを中心とした丹後地域の玄関口の拠点都市として発展してきたが、少子高齢化や地域産業の低迷で、都市活力の向上・再生が課題となっている。今後は、広域交通網を活かした都市活力や豊かな地域資源を活かした特色のある都市づくりが必要となっている。

本区域の地域特性を踏まえ、将来像を次のとおりとする。

◆広域交通網を活かした活力基盤のある都市

京都縦貫自動車道や山陰近畿自動車道、京都丹後鉄道等の広域交通網の整備に伴い、京阪神

地域や中京地域、西日本沿岸地域との時間距離が短縮され、その整備効果を活かした交流・連携を推進する基盤整備や産業基盤の形成を計画的に進め、活力ある都市を目指す。

◆**自然環境とふれあいができる都市**

豊かな自然や海辺環境にふれあうことができる観光・レクリエーションや多自然型居住等の交流機能が本都市の特性であり、利点である。それらを活かした京阪神都市圏や周辺地域との交流・連携の強化を推進し、自然環境と共生し、良好な生活環境のある都市を目指す。

◆**地域資源を活かした魅力と賑わいの中心市街地**

広域交流拠点としてふさわしい魅力ある景観形成を図りながら、豊かな観光資源、伝統産業や城下町・港町としての歴史的な文化資源などの地域資源を活かした都市機能の再生・整備を推進し、個性的で魅力や賑わいある中心市街地の形成を目指す。

2 区域区分の有無及び方針

本都市計画区域に区域区分を定めない。なお、その理由は次のとおり。

- ・人口、産業規模等の都市的集積度は小さく、また、市街地は区域内の各地に分散して形成されていることから、それぞれの地域の実情に応じた土地利用規制及び都市基盤整備を行う必要がある。
- ・市街地周辺部の農地及び山林等の良好な自然環境については、関係法令との適切な連携により保全を図る。

3 土地利用の方針

(1) 主要用途の配置の方針

①業務地

宮津駅から国道 176 号にかけての業務・商業施設の集積地区、岩滝口駅前に展開する市街地及び岩滝地区に一般業務施設の集積を図る。

②商業地

本町、魚屋、新浜、岩滝地区などの既成市街地及びウォーターフロントエリアを主要な商業地として広域商業機能の充実を図る。

また、天橋立駅周辺の文珠地区、府中地区において、観光地にふさわしい商業地として集積を図るとともに、宮津港においては新たな観光交流機能の展開を検討する。

③工業地

宮津港背後の漁師地区、波路地区の海岸部及び既存の工業・流通業集積地区に工業地の配置を図る。また、須津工業用地周辺地区及び栗田脇地区に工業地を配置し、活力のある生産活動の推進力として発展を図る。なお、工業地は、公害の防止、環境負荷の低減及び生産環境の保全に努めつつ配置を図る。

④住宅地

宮津地区南部から上宮津地区にかけては、良好な住環境を有する住宅地の配置を図る。また、江尻地区から岩滝地区方面にかけての国道沿いの既存集落と、海岸部の観光施設が立地する地区を住宅地とし、日置地区北側の既存別荘地と海岸部の保養所等が立地する地区は、良好な自然環境の保全に努め、多自然居住の交流施設等の誘導地区としての配置を図る。

(2) 市街地における住宅建設の方針

既往の災害を教訓にした住宅の耐震化促進や、高齢社会の進展等社会的な環境変化に伴う新たな防災上の課題を踏まえ、すべての世帯がそれぞれの家族構成、所得、居住地に応じた適正な水準の住宅を適正な負担で、良好な住環境の中に確保できるようにすることを基本として、豊かさを実感できる地域社会の実現を図る。

そのため、市街化の熟度に応じた地域の課題を明らかにした上で、京都府住生活基本計画等に基づき地域の特性を活かし、既存の住宅ストックの適正な活用も図りながら、安心して暮らせるまちづくり、住宅・住環境づくりを推進する。

なお、既成市街地においては、その整序を進めながら定住性の高い良好な住宅市街地の再生を推進する。

区分	住区分 の考え方	主な地区	整備方針
既成市街地	小学校区 等日常生活圏を単位とする	宮津西部地区 宮津市役所周辺 宮津駅周辺 宮津港周辺	商業・業務地として高密度利用を図るべき区域を含む住区が多いため、既存コミュニティの保全と良好なまちなみ景観の形成に配慮しながら、幹線道路などの根幹施設等のコミュニティ施設の総合的な整備を図る。 また、木造住宅等の密集した住区については、住居の改修を推進し、耐震性・耐火性などの防災性の向上を図る。
		文珠 府中	天橋立をはじめとする地域資源に配慮した景観形成に努めながら良好なコミュニティの形成を図る必要があることから、建築物の規制・誘導を適切に行い、観光交流拠点としてふさわしい整備を図る。
		八幡児童遊園付近の宮村地区 東波路・百合丘・鳥が尾・福田の団地群	住居系の建築物が集積する閑静な住宅エリアであることから、既存ストックの適切な維持管理を図りながら、宅地環境の保全に努める。

(3) 特に配慮すべき市街地の土地利用方針

①都市再構築に関する方針

人口減少時代の到来や少子高齢社会の進展等の社会的な背景を踏まえ、これまで整備された公共交通機関など都市基盤の既存ストックを活かし、中心市街地に賑わいと活力基盤を形成するとともに、周辺地域とのネットワークによって、必要な都市機能を相互に補完・連携を推進することで、だれもが暮らしやすく、効率的で利便性の高い都市へ再構築する。

また、中心市街地の活性化を目指す「地域商業ガイドライン」等に沿って、特定大規模小売店舗等の郊外立地を抑制する。

②土地の高度利用に関する方針

市街地の安全及び利便性を確保して都市機能の集積と土地利用の合理的で健全な高度利用を図る。

③居住環境の改善又は維持に関する方針

公共施設の整備が必要な木造建物密集地域については、道路・公園等の整備を推進し、防災性能の向上をはじめとする居住環境の改善を図る。

交通騒音問題の未然防止の観点から、幹線道路等の沿道については、居住環境との調和に努める。

④優良な農地との健全な調和に関する方針

上宮津地区、由良地区、栗田地区、世屋地区、養老地区、日ヶ谷地区、弓木地区及び男山地区は、農業振興地域として種々の農業投資が行われており、これらの集团的優良農地等は、今後と

もその保全に努める。また、農業基盤整備の推進を図る。

⑤災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害の危険箇所については、土砂流出防止の機能を図り、今後ともこれを保全する。また、区域を取り囲む山麓部の保安林等の指定地域や土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定地域を含む地域については、災害防止のため開発の防止・保全を図る。

⑥都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

本区域の特徴的な景観を形成している名勝地天橋立を含む海岸部及び世屋高原一帯や大江山周辺は、丹後天橋立大江山国定公園に指定されており、今後は、これらの地域資源の積極的な活用を図る。

特に、日本を代表する象徴的景観である天橋立及び周辺地域においては、宮津・天橋立景観計画及び天橋立周辺地域景観まちづくり計画により、自然景観の保全と天橋立に調和したまちなみの景観の形成を図り、景観を活かしたまちづくりによる地域の活性化を推進する。

⑦空き家等の対策に関する方針

全域でスポンジ状に発生する空き家、空き店舗、空き地等の対策については、空家等対策計画等に基づき、土地利用の方針に即した利活用の促進を図る。

4 都市施設の方針

(1) 交通施設

①基本方針・整備水準の目標

地域資源を活かした魅力と賑わいのある中心市街地や自然環境とふれあいができる都市を目指して、自然、文化、観光拠点へのアクセス道路等の整備を進める。広域交通網を活かした活力基盤のある都市を目指して、京都縦貫自動車道や京都丹後鉄道等の利用により、京阪神大都市圏や周辺地域との交流を図り、国道 178 号等の整備により中心市街地の活性化を目指すとともに、鉄道駅等と各拠点施設とのアクセス交通の需要創出や歩行者、自転車のネットワークの強化を図る。

また、人口減少などの社会構造やライフスタイルの変化、経済状況等の将来見込みを踏まえ、目指すべき都市の将来像を実現するため、既存ストックを活かした効率的・効果的な施設の整備を推進するとともに、必要な道路網の見直しを進める。

道路の整備に当たっては、道路が優れた都市景観の形成や地域の防災性の向上に果たす役割についても十分に配慮するとともに、ユニバーサルデザインに配慮し、高齢者や障害のある人にとって安心して快適に過ごせるまちづくりを目指す。

②整備方針

ア 道路

幹線道路としては、国道 178 号、府道舞鶴宮津線、府道網野岩滝線、(都) 岩滝海岸線、(都) 本町宮津停車場線等の整備を図る。

イ 鉄道

京都丹後鉄道については、関係市町との連携により利用促進に努めるとともに、施設の快適性及び安全性の向上を図る。また、駅及び駅周辺を地域の拠点として再生することにより、地域の活性化を目指す。

③主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

道路

事業名	路線名
道路事業 又は 街路事業	国道178号、府道舞鶴宮津線、府道網野岩滝線、(都)本町宮津停車場線

※ (都) : 都市計画道路を表す。

(2) 下水道

①基本方針

長期的視点から計画的な整備を行う必要があり、また、計画調整や地域社会の合意形成を図るため、積極的に都市計画に位置付けることを基本とする。

本区域においては生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る観点から、宮津湾流域下水道及び各市町の流域関連公共下水道の汚水計画に基づき下水道（汚水）の整備を図り、老朽化施設

の計画的な更新・改築を図り、併せて施設の広域化・共同化を推進する。

また、浸水防除の観点から公共下水道雨水計画に基づき下水道（雨水）の整備を図る。

なお、汚水処理施設を効率的に整備するため、集落排水施設や浄化槽による整備との調整を図り、最適な整備手法を選定する。

②整備水準の目標

宮津湾流域下水道及び各市町の流域関連公共下水道の整備促進を図り、処理区域の拡大に努め、公共用水域の水質保全を図る。また、老朽化施設の計画的な更新・改築を図る。

汚水処理に係る整備目標

	2010年実績	2030年整備目標
普及率	87%	100%

※普及率：下水道整備区域内行政人口に対する同区域内の処理人口の比率

③整備方針

宮津湾流域下水道の終末処理場の整備と宮津湾流域関連公共下水道の計画処理区域内の早期整備を目指す。また、老朽化した管渠や処理施設等の計画的な更新・改築を図り、併せて施設の広域化・共同化を推進する。

また、雨水対策については、各市町の単独公共下水道で継続して整備に努める。

④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

種別	事業名	事業箇所	
下水道 (汚水)	流域下水道事業	終末処理場	宮津湾浄化センター
	流域関連公共下水道事業	宮津市 与謝野町	宮津湾処理区 〃
下水道 (雨水)	公共下水道事業	宮津市	宮津排水区、由良排水区

(3) 河川

①基本方針

災害に強く環境に配慮したまちづくりを進める観点から、既成市街地の浸水防止を基本に、都市化の進展に対応した治水施設の整備と維持を図る。具体的には、流域の土地利用の動向を勘案して、河川流域が本来有している保水・遊水機能の維持・確保を積極的に取り組む。改修の完了した大手川ではその機能の維持と併せ情報伝達等のソフト対策の両面での総合的な治水対策を進める。また、その他の河川については、流域内の状況を勘案して必要な対策を講じる。併せて、河川環境の整備と保全に努める。

②整備水準の目標

平成16年台風23号洪水とおおむね同規模の出水に対して洪水を安全に流下させる整備を実施するとともに、改修に合わせた流出抑制対策を講じる。

③整備方針

本区域は、栗田湾、宮津湾、阿蘇海に面し、由良川や大手川など地区内の河川がこれに流入している。由良川については、2013年6月に変更された整備計画に基づき、住家や輪中堤や宅地高上げにより効率的に防御する緊急治水対策を促進し、その他の河川改修については河道整備の促進を図るとともに、流域のもつ保水機能の維持・確保を図り、総合的な治水対策を進める。

また、水辺は貴重な水と緑の空間として地域社会に潤いを与えるとともに、まちの景観形成や余暇の有効利用などにおいて貴重な役割を果たしているため、周辺の景観や地域整備と一体となった整備を進める。

④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

種 別	事 業 名	事 業 箇 所
河 川	河川改修事業	一級河川 由良川

（４）その他の都市施設

①基本方針

自然と共生する人にやさしい都市づくりを目指し、都市機能の円滑な整備と自然・生活環境の保全・整備を図る。発生抑制を前提とした、ごみの減量・リサイクルを推進することを基本とし、新たな環境課題にも対応した、効率的で適正な処理を推進する。

また、高齢社会のさらなる進展の中で、都市活動の向上や都市生活の魅力を高めるため、だれもが暮らしやすく、人にやさしいまちづくりの推進を図る。

さらに、保健・医療・福祉施設を適正に配置しつつ文化・スポーツ施設を整備するとともに、日常生活を円滑に営むことができ、災害時にも安全を確保することができるような生活関連公共・公益施設の整備を推進する。

②整備方針

ア ごみ処理施設

既存処理施設の老朽化が進行していることから、廃棄物の安定処理の確保、環境負荷の低減及びごみ処理の広域化を図るため、新たなごみ処理施設を整備する。

イ 教育施設

急速な少子化の進行に伴い、教育施設のあり方を含めた方向性について、児童生徒の安全確保に努めるため学校の耐震化を推進するとともに、児童生徒の成長・発達、望ましい集団生活や教育環境を確保することを前提に、必要に応じて地域の意向を踏まえた学校再編の検討を行う。

ウ 医療・福祉施設

少子高齢化の中、すべての人が暮らしやすく人にやさしいまちづくりの推進を図るため、社会福祉施設の適正な配置を促進する。

③主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

ア ごみ処理施設

新ごみ処理施設を整備する。

5 市街地開発事業の方針

(1) 基本方針

本区域は、京都縦貫自動車道の開通、山陰近畿自動車道の整備等により京阪神大都市圏との時間距離の短縮が図られる中、日本有数の観光地を後背地にもつ地域特性を生かした、幹線道路沿道の土地利用転換が図られていくこととなることから、個性ある計画的な都市として、豊かな自然を生かした、市街地の形成に努める。特に、観光都市としての求心性の維持・向上を図るとともに、公共施設の整備により旧城下町周辺における都市基盤整備を進め、観光都市にふさわしい機能を備える。

また、市街地周辺部において、農地の健全な利用を勘案しつつ、需要動向を見据えた良好な住宅環境の整備を図る。

(2) 整備方針

①市街化進行地域・新市街地

日本有数の自然環境を有する特性を生かして、豊かな自然を実感でき、農住の共存の都市形成を図る。

②既成市街地

日本三景天橋立を後背地に有する特性を生かし、旧城下町との連続した観光空間を確保しつつ、住環境の改善を図るため、公共施設の整備等により良好で安全な市街地について整備・誘導を図る。また、まちなか商業観光施設の環境を整える拠点として、駐車施設を備えた集客施設等を整備する。

6 自然的環境の整備又は保全に関する方針

(1) 基本方針

水辺やみどりの空間は、自然とのふれあいや日頃の休養や運動、広域的な保養やハイキング等の場となるレクリエーションの機能、優れた自然環境やうるおいのある都市環境を形成する環境保全の機能、そして、地域を特徴づける風景や歴史的な景観を形成する景観形成の機能、また、災害時の被害の緩和や避難地、防災活動の拠点としての防災の機能等様々な役割を担っている。

このような水とみどりの役割を基本としながら、長い歴史を有する京都独自の文化の継承と発展につながる水とみどり、京都らしい風景を生み出す水とみどりの保全と創出にも留意し、また、地球環境問題や少子化・高齢問題への対応といった視点も踏まえ、次の5つの観点に基づき、水とみどりの保全と創出によるうるおいあるまちづくりを目指す。

- ・ ころとからだをはぐくむみどりの保全と創出
- ・ やすらぎとうるおいを感じるみどりの保全と創出
- ・ いきものを守り育てるみどりの保全と創出
- ・ 暮らしを守るみどりの保全と創出
- ・ 京都らしさを感じるみどりの保全と創出

特に地域特性を考慮し、「美しい海岸や高原を活かした質の高い保養地の形成と拠点都市におけるみどり豊かな都市環境の形成」を目指して水とみどりの施策を推進する。

①緑地の確保目標面積

緑地の確保目標面積 (2030年)	都市計画区域面積に対する割合	
	緑地確保目標面積	割合
	約 15,500 ha	約 85 %

②都市公園等の施設として整備すべき緑地の確保目標水準

	2010年実績	2030年整備目標
都市計画区域人口	約 156.1 ㎡/人	約 210.5 ㎡/人
1人当たり整備面積	(約 83.8 ㎡/人)	(約 109.7 ㎡/人)

* () は都市公園法で規定する都市公園

(2) 主要な緑地の配置方針

ア ころとからだをはぐくむみどりの保全と創出

- 身近な歩いていける範囲に、誰もが気軽に利用できる公園や遊歩道、水辺空間等の水とみどりの拠点をつくる。
- 市街地周辺の樹林地や水辺等、日常的に自然にふれあえる水とみどりを保全し、自然に親しめる施設の整備を進める。
- スポーツやレクリエーション等の余暇活動の拠点となる公園等を整備する。
- 良好な自然環境の保全を図るとともに、園地等利用拠点の整備を進める。

○近畿自然歩道等の自然歩道のネットワークを形成する。

イ やすらぎとうるおいを感じるみどりの保全と創出

○うるおいのある風景を形成する森林や河川、海岸等水とみどりの自然景観を保全する。

○市街地周辺の里山や遺跡等と一体となって歴史的景観を形成する樹林地等、市街地の背景となるみどりを保全する。

○鎮守の森や名木、巨樹等、都市のランドマークとなるみどりを保全する。

○都市の景観の重要な構成要素となるターミナル周辺や大規模な公共施設等において緑化を推進し、みどりのシンボルを形成する。

○公園や水辺空間の整備、道路や学校等の公共公益施設の緑化に加え、生け垣の設置、屋上緑化等民有地の緑化を進め、みどり豊かなうるおいのある都市景観を形成する。

ウ いきものを守り育てるみどりの保全と創出

○水とみどりの骨格となる、森林、河川、海岸等、多様な自然環境の保全を図る。

○貴重な動植物の生息・生育環境を保全する。

○市街地周辺の里山等の樹林地、河川やため池等の水辺、農地等、多様な生物をはぐくむ自然環境を保全する。

○市街地内においても、水辺や公園等のオープンスペースを活用し、多様な生物の生息空間を創出する。

○森林、公園、ため池、河川空間等の連携により、野生生物の移動ルート等となる自然生態系ネットワークを形成する。

エ 暮らしを守るみどりの保全と創出

○地域防災計画との整合を図りながら、地震災害時の避難地や防災活動拠点となる公園、延焼防止帯や避難路となる緑地等を整備する。

○公共公益施設の緑化や住宅地や業務地等民有地の緑化を進め、みどりやオープンスペースの特性を活かした災害に強いまちづくりを進める。

○市街地、集落周辺の急斜面の樹林地や、海岸部の防風・防砂に資するみどりの保全を図る。

○市街地内の河川、樹林地や市街地周辺の里山、河畔林等、都市気象の緩和に資する水とみどりを保全する。

○工業団地周辺の緩衝緑地帯や高速道路、鉄道沿線の環境緑地帯等、都市の環境を改善するみどりの保全と創出を進める。

オ 京都らしさを感じるみどりの保全と創出

○指定・登録文化財をはじめとする豊かな歴史・文化遺産と一体をなすみどりや、京都の自然200選等の京都を代表する自然環境を保全する。

○日本三景天橋立、清流や由良川河畔、まちの背景を構成する山並みや里山等、京都らしい景観を形成する水とみどりを保全する。

○新たなまちづくりにおいても、地域の歴史、文化や自然景観に配慮し、それぞれの地域の個性的な水とみどりの景観を創出する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

人と水とみどりの共生する環境を実現するため、次の4つの方向から、骨格となるみどりの保全と活用を図り、自然環境や歴史資源、都市化の状況に応じた水とみどりの保全と創出を目指す。

- ・都市公園や水辺の整備を促進する。
- ・自然環境、自然景観を保全する。
- ・都市の緑化を推進する。
- ・水と緑のネットワークを形成する。

①公園緑地の配置方針の概要

種類	種別	配置方針の概要
住区基幹公園	街区公園	街区内に居住する者が容易に利用できるように約2haの整備を図る。
	近隣公園	近隣に居住する者が容易に利用できるように約4haの整備を図る。
	地区公園	徒歩圏内に居住する者が容易に利用できるように約6haの整備を図る。
特殊公園	風致公園	天橋立公園の保全を図り、整備を検討する。
大規模公園	広域公園	丹後海と星の見える丘公園において整備充実及び適切な維持管理を図る。

②地域制緑地の指定方針の概要

地区の種類	指定方針の概要
自然公園	丹後天橋立大江山国定公園区域において、今後とも法規制の適切な運用により保全を図るとともに、周辺地域も含めた自然環境の保全を検討する。

(4) 主要な緑地の確保目標

だれもが利用しやすい空間形成を図るため、ユニバーサルデザインに配慮した公園整備を推進する。また、施設の老朽化や利用者のニーズに対応するため、再整備や施設の充実などにより既存公園の利活用を促進する。

— 付 図 —

